



Title	鎌倉幕府京都大番役の勤仕先について
Author(s)	木村, 英一
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 2002, 36, p. 27-49
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48080
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

鎌倉幕府京都大番役の勤仕先について

木村英一

はじめに

中世前期に武士・御家人によって勤仕された軍役である京都大番役については、三浦周行氏の研究を先驅とし、五味克夫氏によって、勤仕の手続きや期間・場所、役の負担方法など、その制度の全貌がほぼ明らかにされた。⁽¹⁾以後の京都大番役に関する研究は、この五味氏の成果をもとに進められたと言つてもよい。例えば、氏が成立当初の大番役を諸国武士の交替勤仕すべき公役と捉えたことから、その成立時期や基本的性格（国衙軍制下の公役か、平氏家人制下の家人役か）をめぐって活発な議論がなされた。⁽²⁾また氏は、源頼朝が建久年間にそれまでの例を改めて、大番役を御家人のみの所役としたことも指摘したが、このことは、一国単位の御家人交名の注進と併せて、特に西国における御家人制の確立の指標とされた。⁽³⁾更に、近年は大番役をはじめとする御家人役への関心が高まり、そのあり方や賦課形態、性格の変化などの問題から、幕府の主従制・御家人制の成立・構造とその変遷を解明しようとする研究が進んでいる。⁽⁴⁾鎌倉幕府において大番役が、鎌倉殿と御家人との主従関係に関わる重要な軍役として位置

づけられていた以上、その研究が右の二つの方向から行われたのも当然であったと言えよう。

しかし、そうであるが故に、鎌倉幕府京都大番役がほかならぬ京都の、王とその居所を警固する軍役であったことそのものの意味は意外に追究されてこなかったのではなからうか。武士が王あるいは王権の安全と都の平和を護る存在だという建前は、鎌倉幕府においても継承されていた。王権・都の守護は、国家がその機能を維持していく上で不可欠の前提であり、その意味で国家の守護にもつながることであった。⁽⁶⁾ だからこそ、大番役は国家的な軍役、「公家をも含めた国家の制度としての勤務」⁽⁷⁾ だと言い得るのである。従って、王権（・公家政権）との関係、あるいは中世国家における役割といった視角から大番役を捉え直すことも意味のあることではないかと考える。

本稿では、京都大番役における御家人の勤仕先について検討することで、右の課題に迫る手掛かりを得たい。⁽⁸⁾

一、京都大番役の勤仕先

鎌倉末期に編纂された『沙汰未練書』に「大番トハ 諸国地頭御家人等、内裏警固番役也」とあるように⁽⁹⁾、京都大番役は、諸国の御家人が内裏を警固する番役と認識されていた。ところが、五味克夫氏は「京都大番役ははじめ内裏大番、大内大番等と呼ばれ（中略）主として内裏・院御所諸門の警固役であった」とする。⁽¹⁰⁾ 氏がその根拠としたのが表1に掲げた八つの事例である。これによれば、事例（二）・（ホ）・（ヘ）・（チ）の勤仕先は内裏であり、（イ）・（ロ）・（ハ）・（ト）の方は院御所となっている。

しかし、ここで注意したいのは、表1の諸事例がいずれも文応元年（一二六〇）以降のものであるという事実である。特に、五味氏が院御所を勤仕先とする大番役（以下、これを「院御所大番役」と呼ぶ）が存在することの根

表1 五味①掲載 京都大番役勤仕先一覧

勤仕期間	勤仕者名	勤仕場所	史料
(イ) 文応元年正月(1日)～6月晦日	深堀五郎左衛門尉行光	新院御所西面土門	深堀記録証文
(ロ) 弘長元年(7月1日～12月晦日)	都甲左衛門尉惟家代官	院御所西面之土門	都甲文書
(ハ) 文永6年4月2日～7月7日	若狭四郎入道代官	新院御所殿上口	東寺百合文書
(ニ) 文永6年5月□日～6月□日	深堀左衛門太郎時光	五条内裏西対南妻	深堀記録証文
(ホ) 弘安2年7月1日～9月晦日	広峯兵衛大夫家長代官	内裏姉小路南唐門	広峯文書
(ヘ) 弘安8年7月1日～9月朔日	驚見安吉・諸安	大内二条西土門	驚見家譜
(ト) 弘安8年7月1日～10月1日	和田修理亮入道性蓮代官	院御所万里小路南棟門	和田系図附録文書
(チ) 正安3年正月1日～6月晦日	和田修理亮	内裏棟門	和田文書

[注記] 五味①32頁掲載の京都大番役勤仕場所一覧表に訂正を加えた。

拠とした史料に一二六〇年代以前のものが見られない点は看過できないと思う。なぜならば、幕府の御家人が院御所を大番役として警固するようになるのが一二六〇年代に入ってからだと想定することが可能だからである。これを証明するためには、当然文応元年以前の史料に当たり、院御所大番役の存在がそれを遡らないことを実証することが求められよう。だが、従来の研究では、表1にある鎌倉後期の諸史料をもって、大番役の成立当初から院御所もその勤仕先であったかのごとく理解されていたように思われる。

更に付け加えるならば、表1の諸事例の典拠とされているのはいずれも古文書、正確に言えば覆勘状をはじめとする大番役の勤仕手続き上の文書である(後掲表2「備考」欄参照)。しかしそれだけでなく、古記録以下あらゆる史料に目を広げることによって、大番役の勤仕の実際をより詳しく知ることができるであろう。

そこでまず、内裏だけでなく院御所も大番役の勤仕先であったかどうかを、古文書のみならず古記録も含めて確認しておきたい。文応元年以降、京都大番役の勤仕先が判明し得る事例を管見の限りで検出したのが表2である。これによれば、院御所大番役と考えられる事例は全三四例中一四例(No. 1・4・8・9・11・14・17・18・20・23・33・34)あることが知られる。

まず、内裏の大番役の事例について一例だけ見ておこう。延慶四年(一二三二)正月十六日、踏歌節会が行われようとしていた内裏二条富小路殿で、見物に来ていた六波羅北方

殿 第	出 典	備 考
三条坊門押小路殿	深堀家文書	(イ)、六波羅探題北条時茂拳状 (12-8544)
二条高倉殿→冷泉万里小路殿	都甲文書	(ロ)、六波羅探題北条時茂拳状 (12-8759)
冷泉富小路殿	山中文書	六波羅探題拳状 (13-9716)
冷泉富小路殿	東寺百合文書工	(ハ)、六波羅御教書案 (14-10389) 他
五条大宮殿	深堀家文書	(ニ)、六波羅探題拳状 (14-10463)
「陣口」(二条高倉殿カ)	吉統記	
二条高倉殿	吉統記	
「仙洞門」	勘仲記	
冷泉万里小路殿	吉統記	
三条坊門殿カ	広峯神社文書	(ホ)、得宗家公文所奉書 (18-13738)
麿殿	公衡公記	
二条高倉殿	勘仲記	
二条高倉殿	長善寺文書	(ヘ)、六波羅奉行人連署奉書案 (20-15703)
冷泉万里小路殿	和田文書	(ト)、六波羅奉行人連署奉書 (20-15705)
二条高倉殿カ	勘仲記	
冷泉富小路殿	実躬卿記	
常盤井殿	実躬卿記	
冷泉富小路殿／常盤井殿	実躬卿記	
冷泉富小路殿	実躬卿記	
冷泉富小路殿／常盤井殿	実躬卿記	
冷泉富小路殿	実躬卿記	
二条高倉殿	和田文書	(チ)、良意覆勘状 (27-20814)
冷泉万里小路殿	大理秘記	
二条富小路殿	花園天皇日記	
二条富小路殿	花園天皇日記	
二条富小路殿	花園天皇日記	
二条富小路殿	花園天皇日記	
二条富小路殿	花園天皇日記	
二条富小路殿	花園天皇日記	
二条富小路殿	花園天皇日記	
二条富小路殿	花園天皇日記	
冷泉富小路殿	花園天皇日記	
常盤井殿	後宇多院日記	
常盤井殿	花園天皇日記	

4. 「殿第」欄の殿第名については注(11)を参照。

5. 表1と一致する事例は、その記号を「備考」欄に記した。また同欄の文書名はその事例の典拠とした文書の名を、数字は『鎌倉遺文』の巻一号数を表す。

探題金沢貞顕の「祇
候人」鵜沼孫左衛門
尉らが滝口平有世ら
を殺害する事件が起
こった。この時「大
番(者)」の武士数
人が、犯人の殺害や
遺体の門外への運び
出しを行っている。⁽¹¹⁾
(No.24)。この事件が
内裏二条富小路殿で
起こっていることか
ら、右の「大番
(者)」は明らかに内
裏の大番御家人であ
り、鎌倉末期でもな
お内裏の大番が存続

表2 京都大番役の勤仕先——文応元年(1260)以降——

No.	年月日	西暦	大番御家人	場所・居住者
1	文応元年1.(1)-6.30	1260	深堀行光	院・後深草
2	弘長元年7.1-12.29カ	1261	都甲惟家(代官惟親)	院・後嵯峨
3	文永4年1.1-3.30	1267	山中敬西(有俊)	院・後深草
4	文永6年4.2-7.7	1269	若狹定蓮(忠清、代官藤原忠頼)	院・後深草
5	文永6年5.□-6.□	1269	深堀時光	内・亀山
6	文永8年2.23	1271	大番之者	内・亀山カ
7	文永10年4.5	1273	大番之輩	内・亀山
8	建治2年9.1以前	1276	宗兼	院
9	弘安2年5.25	1279	大番等	院・亀山
10	弘安2年7.1-9.30	1279	広峯家長(子息長祐)	内・後宇多
11	弘安6年7.4	1283	麿殿大番	院・亀山
12	弘安6年10.20	1283	大番武士	内・後宇多
13	弘安8年7.1-9.1	1285	鷲見宝仏(同安吉・諸安)	内・後宇多
14	弘安8年7.1-10.1	1285	和田性蓮(代官頼言)	院・亀山
15	弘安10年3.11	1287	(女房侍従)局大番武士	内・後宇多カ
16	弘安10年10.21	1287	門前大番	内・伏見
17	弘安10年10.30	1287	大番	院・後深草
18	正応4年1.18	1291	門前番衆等	内・伏見/院・後深草
19	正応4年5.24	1291	門之(タカ)大番	内・伏見
20	正応5年1.17	1292	禁裏・仙洞門々大番	内・伏見/院・後深草
21	正応5年4.1	1292	禁裏中門二(大)番下人	内・伏見
22	正安3年1.1-6.29	1301	和田清遠	内・後二条
23	嘉元4年1.11・12	1306	大番・四足番衆	院・後宇多
24	延慶4年1.16	1311	大番(者)	内・花園
25	応長2年2.28	1312	大番・北土門番衆	内・花園
26	正和元年8.25	1312	門々番衆等	内・花園
27	正和2年4.25	1313	四足門番衆	内・花園
28	正和3年3.17	1314	諸門番衆等	内・花園
29	正和3年③.4	1314	番衆	内・花園
30	正和6年1.11	1317	門番衆等	内・花園
31	文保元年2.13	1317	門番衆等	内・花園
32	文保元年5.9	1317	北門番衆・大番等	内・花園
33	文保3年1.1	1319	守門番衆	院・後宇多
34	元弘2年1.17	1332	門々番衆等	院・後伏見・花園

[凡例]

1. 「年月日」欄の丸数字は閏月を表す。
2. 「大番御家人」欄は、人名を除き、できるだけ史料の表記に従った。
3. 「場所・居住者」欄の「内」は内裏を、「院」は院御所を表す。

(No.14)。当時は亀山

は「院御所万里小路
面棟門」であつた⁽¹²⁾

て割り当てられたの
るが、その役所とし

大番役を勤仕してい
月間、代官をたてて

蓮は、七月一日から
十月一日までの三ヶ

五)、和泉国御家人
の和田修理亮入道性

弘安八年(一一一八
について検討しよう。

める大番武士の存在
次に、院御所に詰

る。
していたことが分か

上皇が院政を行っていたが、その二年前の十月、後宇多天皇が冷泉万里小路殿から新造の二条高倉殿に入るのに伴い、彼は常盤井殿から冷泉万里小路殿に移っている。⁽¹³⁾以後、龜山は禅林寺殿・三条万里小路殿・龜山殿などを併用しつつも、冷泉万里小路殿を本所御所とした。⁽¹⁴⁾従って、和田性蓮は龜山上皇の御所である冷泉万里小路殿の棟門を大番役として警固していたものと考えられる。

次に古記録の記事を見てみよう。弘安六年七月、日吉社神輿入洛問題の処理に当たるため、東使城長景・二階堂行忠（行一）が上洛した。この時、龜山上皇は禅林寺殿を御所としていたが、東使との問答に際して「辺土御所」では不都合ではないかと関東申次西園寺実兼が申し出たことから、四日に彼は新陽明門院藤原位子（龜山の女御）の御所である麿殿に移った。その際、「麿殿大番事」に関する「帥卿」中御門経任の奉じた院宣が、西園寺実兼を介して六波羅探題に伝達されている（No.11）。この「麿殿大番」は、新陽明門院御所のそれではなく、当日龜山が麿殿に移ってきたため、そこを院御所として警固する大番が必要になって設置されたものと考えるべきである。従って、これは院御所大番役の一事例であると判断することができる。

また、弘安十年十月二十一日、後宇多が讓位して伏見天皇が受禪し、治天の君も龜山から後深草上皇に交替することとなったが、その日の夜に「門前大番参・内裏⁽¹⁵⁾」り（No.16）、九日後には「常葉井殿大番参候⁽¹⁵⁾」した（No.17）。この直前に後深草は冷泉富小路殿から常盤井殿に移っており、伏見は後深草が出た後の冷泉富小路殿で受禪した。つまり、この「常葉井殿大番」は、治天の後深草上皇の御所である常盤井殿を警衛する大番御家人であり、伏見天皇のいる内裏のそれとは明らかに区別される存在であることが分かる。

以上の分析から、少なくとも文応元年以後については、五味氏の述べる通り、京都大番役が内裏と院御所の双方

に設置され、御家人が警固に当たっていたと考えられよう。だとすれば、次に問題となるのは、院御所大番役の存在がいつ頃まで遡り得るのかということである。そこで本章では、一二六〇年代以前の諸史料から関連記事を検索・分析し、院御所大番役が成立した時期を明らかにしたい。

二、院御所大番役の成立時期

(一) 鎌倉中期（承久の乱後～一二六〇年代以前）

まず、便宜的に承久の乱後から文応元年（一二六〇）より前までに区切って検討しよう。管見の限り、当該期において大番役の勤仕先が判明する記事は次の通りである。

①安貞二年（一二二八）三月二十日、後堀河天皇がその母北白河院の御所である持明院殿に朝覲行幸を行ったが、その際、内裏の門外で「大番武士等」が左大将九条教実の舍人と口論を起こしている。⁽¹⁶⁾この時期、院政を行うべき上皇はおらず、形としては後堀河天皇による親政が行われていた。彼は即位以来閑院を居所としていたから、この「大番武士等」は閑院内裏を警衛する大番御家人と考えられる。

②寛喜二年（一二三〇）三月、六波羅北方探題となった北条重時が、上洛に当たって関白九条道家・右大将西園寺実氏に馬を進上した。道家は二十五日に自第でこれらの馬を見たが、この時「大番武士相替列二居門前」⁽¹⁷⁾としていた。当時も①と同じく後堀河親政の段階であったから、この「大番武士」も閑院内裏の大番である。ただ、当日は六波羅探題北条重時による馬貢進という重要な儀式であったため、大番御家人が平常の任務を離れて関白九条道家第の門前に整列し、儀礼の警固に当たったのであろう。

③寛喜三年十一月十四日は日吉臨時祭と吉田祭が催され、後堀河天皇や春宮秀仁（後の四条天皇）・中宮遵子もそれぞれ禊の儀式を行ったが、春宮の儀に御膳陪膳の役として祇候していた藤原経光の許に、主殿官人が装束の不備を理由に立明の勤仕を拒否し、奉行の藤原季頼が「大番武士」をもって彼ら呼び寄せようとしたという情報が入ってきた。この日、左右馬寮が日吉臨時祭舞人の騎乗する馬の進上を遅らせてしまったので、舞人・陪従らが陣の辺りで待つていたところ、舞人の中に主殿寮の官人を兼ねる者が一人いたため、春宮庁より催促がかつてきた。重役を勤めるので参仕は無理だと返答すると、今度は大番武士がやって来て無理やり連れて行くとし、冠を打ち落とした上に「於舞人者一切不可勤」と暴言を吐いた。舞人・陪従らが群集して高声で訴え、その声は天皇の耳にまで達した。藤原経光は、祭儀を無事に終えることが先決とし、騒動については後日の沙汰として舞人・陪従らに進発を命じるとともに、春宮大夫大炊御門家嗣を介して天皇に事件を報告した。⁽¹⁸⁾以上がこの事件の概要であるが、後堀河はこの時も引き続き閑院に居住しており、春宮もその一角で禊の儀式を行ったと思われる。従って、当日騒動を起こした「大番武士」は、閑院内裏の大番御家人であったと判断できる。

④『民経記』貞永二年（一二三三）正月十七日条に「今夕院御所大番武士与藏人大進有喧嘩事云々」という記事が見える。⁽¹⁹⁾藏人大進とは、当日行われた射礼及び最勝光院八講結願に伴う免者の奉行であった藤原兼高である。この前年の十月四日、後堀河は四条に譲位し、十四日には閑院から内大臣西園寺実氏第である冷泉富小路殿に移っていた。⁽²⁰⁾このことから、その日藤原兼高と喧嘩を起こした「大番武士」は、後堀河の院御所冷泉富小路殿を警備する御家人であったと考えることができよう。

⑤『明月記』文暦二年（一二三五）正月三日条に「朝日申時許参陣、於左衛門陣一請二取大番一^{雜人}、以三郎等一^{覧見}」

分^(マ)三庄門⁽²¹⁾云々」とある。藤原定家が左衛門陣で請け取った「大番（の一覧カー木村注）」には、諸門に配置され

た郎等の人名が記されていたが、その中には雑人も混じっていたというのがこの記事の意味であろう。この前年の八月に後堀河が没し、当時院政は行われていないから、この「大番」は四条天皇のいる閑院内裏の大番である。

⑥同年六月十四日、「為⁽²²⁾内裏守護⁽²²⁾指進武士」が吉上と鬨諍を引き起こした。六波羅探題北条重時がこの件を公家側に申し出たため、吉上が召喚され武士に引き渡されたが、間もなく和解したという。「内裏守護」に従事していたことと、「吉上」すなわち宮中・宮門の警備に当たたる六衛府の下役と喧嘩を起こしたという点から、この武士は閑院内裏の大番役に従事する幕府の御家人であつたと考えられる。

⑦寛元三年（一二四五）正月十一日は雨がひどく、雷も京の各所に落ちたが、それに関する伝聞として「昨日或落⁽²³⁾三陣中、二条以北、堀川以東、大番沙汰人左衛門尉実員宿所也、其雷為⁽²³⁾小法師、二条東行指⁽²³⁾内裏⁽²³⁾走行云々」という記事がある。この「大番沙汰人」は「番頭」とも呼ばれ、大番衆を指揮・統括する御家人のことである。⁽²⁴⁾これが後嵯峨親政期の事例であること、雷の落ちた左衛門尉実員の宿所が二条以北・堀川以東にあり、後嵯峨のいた閑院の「陣中」に該当することから、⁽²⁵⁾これも内裏の大番を指していると分かる。

⑧寛元四年の京都・鎌倉双方における政変の後、京中では群盗がしばしば蜂起した。その原因として、翌年からの簀屋の停止と、「関東武士於⁽²⁶⁾今者為⁽²⁶⁾大番⁽²⁶⁾上洛之条、可⁽²⁶⁾レ停⁽²⁶⁾三止之⁽²⁶⁾、以⁽²⁶⁾三畿内輩⁽²⁶⁾、内裏・仙洞許如⁽²⁶⁾形可⁽²⁶⁾レ勤⁽²⁶⁾三番役⁽²⁶⁾」という風聞がたつたことが挙げられている。⁽²⁶⁾この記事は実際の大番役勤仕の状況を示すものではないが、少なくとも後嵯峨院政が確立したこの段階において、内裏だけでなく院御所も御家人（ここでは「畿内輩」）の大番役勤仕の対象となつてゐることを表していると言えよう。

ここまで、承久の乱以降から文応元年までにおける京都大番役の勤仕先について検討を進めてきた。当該期は院政よりも親政の方がその期間が長く、本節の分析でも内裏がその勤仕先と考えられる事例の方が多く見られたのであるが、それでも④・⑧から、この段階、遅くとも後堀河院政期には既に、内裏だけでなく院御所においても、大番役として鎌倉幕府の御家人が警固に当たっていたと判断することができよう。⁽²⁷⁾

(二) 平安末～鎌倉前期（承久の乱以前）

それでは、京都大番役に関する史料が初めて現れる後白河院政期から、承久の乱が勃発するまでの時期についてはどうか。前節と同様に関連記事を整理してみよう。

①安元三年（一一七七）四月二十八日、「太郎焼亡」と呼ばれる大火災が発生し、大内裏の大極殿・八省諸司や諸門等が炎上してしまった。この際、中宮庁も焼失したため、経師法師の住宅であった二条北・油小路西角の古小屋を仮の庁屋として用いていたが、二日後の晩、ここに強盗が押し入り、庁官人や経師法師の弟子らに切りつけ傷を負わせた上に放火する事件が起こった。⁽²⁸⁾その詳細を書き付けた『吉記』に「大番兵士申云、於二火事一者聞付云々、不知強盗之由云々」という一節が見える。⁽²⁹⁾当時、高倉天皇は閑院を居所としており、二十八日の大火災の際は、火が近くにまで及んだため一時土御門殿に避難したが、翌日には閑院に戻っている。⁽³⁰⁾この時に仮中宮庁とされた古小屋の位置が閑院の「陣中」に当たっていたこと、大番兵士が中宮庁の火災に駆けつけていることから、彼らは閑院内裏を警固する大番役の武士であると推測できる。

②治承四年（一一八〇）二月十八日、中宮平徳子・東宮言仁（後の安徳天皇）のいる五条東洞院殿の近辺で火災が

発生した。中宮の殿上に祇候していた中山忠親は慌てて東中門廊に向かい、門のところに行った「大番之輩數十人」に対して、御所の上に昇つて延焼を防ぐよう命じたが、彼らは下知に全く従わなかった。⁽³¹⁾ その二日前、高倉天皇は讓位のため閑院に移っていたが、中宮・東宮はこれに同行せず、なおも五条東洞院殿に滞在していた。⁽³²⁾ 右の経緯から見て、この「大番之輩」も内裏大番の武士と考えてよいと思われる。

③元暦二年（一一八五）六月、源頼朝は対立する源義経に与同したとして、多田藏人行綱の所領を没収し、これを大内惟義に給与するとともに、「よろつこの所（多田―木村注）の家人ともおも、いまは御家人としてあんとせさせ給て、かん院たいりの大番おさせ給へく候」と彼に命じている。⁽³⁴⁾ これによれば、元暦二年当時の内裏は閑院であり、そこが大番役の勤仕先だと認識されていたことが分かる。この年、後鳥羽天皇は、四月二十七日から六月十六日まで平氏が西国に持ち出した神器の還京のため大内裏に、⁽³⁵⁾ 七月二十二日―十二月二十五日には閑院の修理のため大炊御門殿にそれぞれ滞在しているが、その他は基本的に閑院に居住しており、右の文書の認識と一致する。

④建保二年（一二二四）四月二十八日、順徳天皇が居する閑院の左衛門陣の前を「下品男」が剣を持って通り過ぎ、陣の者の制止も聞かなかつたため、陣の者は飛礫を打ち剣も抜いてこれを追つた。藏人所衆の一人によつて捕らえられたこの男の素性は「鎮西大番郎等」であつた。⁽³⁷⁾ 騒動の起きた場所、及び事件の報告が内裏から後鳥羽の許に届けられている点から、この人物が閑院内裏の大番に関わりの深い武士であつた可能性は高い。

⑤『古今著聞集』に、順徳天皇の頃、ある所の「恪勤者」が、殊に警備の厳しかった内裏の大番武士をうまく欺き、高足駄でその目の前を通り切つたという話が載せられている。その中に「此主ことに高きあしだはきて、二条油

小路を南へとをるに、案のごとく大番のもの、『あの男のあしだは』などいふを」という記述が見える。⁽³⁸⁾ 二条大路・油小路は、①で見たように、閑院内裏が近接するところである。もちろん、これが現実にあった話だと確言することはできないが、少なくとも設定としては、この「大番のもの」が警備していたのは閑院の門かその近辺ということになるだろう。

以上、平安末期・承久の乱以前について検討してきた。この時期は、乱以降と比べて院政の行われた期間が親政のそれよりはるかに長いにもかかわらず、検出できたのは内裏をその勤仕先とする事例のみであり、大番の武士が院御所を警固していると考え得るような事例は一件も見出せなかった。直接的な史料が非常に乏しく、これらだけから結論を導き出すのは無謀かもしれないが、少なくとも右の分析による限り、承久の乱以前における京都大番役の勤仕先は内裏のみであり、院御所大番役はいまだ成立していなかったと考えざるを得ないのではなからうか。

この点で注目したいのが、後高倉院政が開始されて間もない承久三年（一二二二）九月十六日に、畿内の御家人に対して高陽院殿の守護が命じられ、六波羅でその結番が定められていることである。⁽³⁹⁾ この七日前、院御所であった大炊殿が放火で炎上し、後高倉が即日高陽院殿に移っていることから、⁽⁴⁰⁾ それが御家人による院御所の警固であったことが分かる。このこと自体は、承久の乱直後の治安悪化に対応した臨時の措置とも考えられるが、同時に、幕府の院御所大番役設置の契機となった可能性も高いと言えよう。

本章の考察の結果、京都大番役は元来内裏のみを警固する軍役であったこと、承久の乱以降、遅くとも後堀河院政期には院御所もその勤仕先に加えられたこと、以上の二点が明らかになった。この事実を踏まえて、最後に院御所大番役の成立が歴史的にいかなる意味を有していたのか考えてみたい。

三、院御所大番役成立の歴史的意義

まずあらかじめ考察しておくべきは、院御所大番役がいまだ成立していなかった承久の乱以前の段階において、一体いかなる存在が院御所を警固していたのかということである。これについて吉村茂樹氏は、白河院政開始以降、院北面の武士や院武者所などが院御所の警固に当たっていたとし、元木泰雄氏も、治承・寿永の内乱段階において、後白河は原則として院下北面を中心とする家産的武力に御所の警固を委ねていたとする。⁽⁴²⁾ 実例に即して見れば、天承元年（一一三一）八月二日の夜半、女院一品宮（待賢門院女禧子内親王）の侍惟宗範季が、某人を殺害するため女性に変装して院中を往反していたのを、その日の夜番であつた信濃守藤原盛重の所従が捕らえて尋問した。⁽⁴³⁾ 藤原盛重はこの時鳥羽上皇の北面衆の一人であり、⁽⁴⁴⁾ 院北面が平時に院御所を警備していたことが分かる。また、建暦三年（一二二三）五月二十七日の朝、三条猪熊周辺の山僧神人が家主に出挙の利を責め立てて鬭乱・殺害に及んだ際、悪僧らが「新院」土御門上皇の御所の北門前に逃げ込んできたため、武者所がこれを拘束している。⁽⁴⁵⁾ 以上から、承久の乱以前においては、院北面の武士や院武者所などが院御所警固の中核的役割を担っていたと推測できよう。

もちろん、院御所大番役が成立した後も、これらの組織が院御所警衛の役割を放棄していたわけではない。例えば、弘安二年（一二七九）五月二十五日、亀山上皇が石清水八幡宮に御幸していた最中、院御所冷泉万里小路殿の近くで火災が発生した時には、「北面輩・大番等」が周囲の小屋を破却し鎮火に当たっている（表2 No.9）。つまり、承久の乱後も院の家政組織的武力は一応存続していたが、その一方で幕府の御家人が大番役として院御所の警備に当たるようになったのである。では、院独自の警固組織が存在するにもかかわらず、院御所大番役が成立したのは

一体なぜであろうか。この点をまず、承久の乱後における京都大番役制度の状況から考えてみよう。

第一に注目したいのは、京都大番役の勤仕手続きに関する幕府の立法が一二三〇―四〇年代に集中していることである。それらは具体的に①大番役の結番と勤仕期間（追加法六六条⁽⁴⁶⁾、『吾妻鏡』宝治元年十二月二十九日条）、②勤番者の遅参・懈怠に対する罰則（追加法六九条・八八条・一五三条）、③勤仕者への請取状交付（『吾妻鏡』宝治二年正月二十五日条）、④大番役の免除などに分類できるが、特に④については、当初は広く「在京御家人」がその対象とされた（追加法五二条）が、寛元元年（一二四三）に「不退祇候六波羅」者に限定された（『吾妻鏡』同年十一月十日条）。その一方で大番衆の簀屋守護役勤仕が停止され、京都大番役と洛中警固（追捕・治安維持）の制度的分離と各々の整備が、幕府の手によって進められていったのである⁽⁴⁸⁾。

もう一つは、京都大番役の勤仕終了を証明する六波羅探題の挙状や守護の覆勘状の実例が、一二三〇年代に初めて確認されることである⁽⁴⁹⁾。史料残存の状況にもよるため簡単には言えないが、このことは大番役の勤仕終了証明書が一二三〇年代に成立した可能性を示しているよう。そしてそれは、大番役関係立法の進展の時期とも重なるのである。御家人が大番役勤仕の事実や御家人身分の保有を主張する際の証拠資料として、しばしば大番役勤仕証明書を幕府法廷に提出していることを考えれば、彼らが自ら客観的な証拠をもって御家人であることを幕府に認定してもらうようになったことの意味は大きい。なぜなら、大番役は本来武士であることの認知・確認の一機会であり、その認知の主体は王権だったからである⁽⁵⁰⁾。

これらの点を、単に大番役制度の整備という評価にとどめることはできない。つまり、幕府は承久の乱後、大番役を自らの手で整備し、それを武家政権の制度として、自己の集団の存立基盤・根拠として位置づけたのである。

だとすれば、同時期に成立した院御所大番役も、こうした流れの中に位置づけられるのではなからうか。すなわち、大番役実施の主導権を握った幕府は、これを天皇と内裏だけでなく、従来警固の対象に含まれていなかった院とその御所にまで設置し、常時王権全体を守護（監視・統制）するための装置としたと考えられるのである。では、院御所大番役は本当に幕府の主導する軍事制度として機能していたのであろうか。

（端裏書）

「六波羅殿御教書案文永六年二月廿四日」

（忠季）

若狭次郎兵衛入道跡大番役事、可レ令レ参勤役所

新院御所殿上口一之由、被レ載二関東御注文一了、而寄二事於走湯造営一、雖レ被_{申二}被_レ子細一、不レ及二六波羅沙汰一歟、所詮、任下被_二仰下_一之旨上、不日令_二上洛_一、可_レ被_二勤仕_一也、仍執達如_レ件、

文永六年二月廿四日

（北条時輔）

散位在御判

（北条時茂）

陸奥守在御判

（定蓮）⁽⁵¹⁾

若狭四郎入道殿

この史料は、走湯山造営を理由に大番役勤仕を渋っていた若狭国太良莊地頭若狭定蓮（忠清）に対し、六波羅探題がその申し出を認めず上洛を命じた文書である（表2 No.4）。これを受けて彼が在地に用途を賦課したため、以後その可否をめぐる本所東寺との相論に発展するのであるが、ここで注意したいのは、若狭定蓮の大番の役所が「新院御所殿上口」であることが「関東御注文」に記載されていたということである。この文書は、別の史料に

「関東御配分御注文」と記されていることから、幕府が各勤番御家人に警固する場所を割り当てたものと推測できる。つまり、御家人若狹定蓮の担当役所を「新院御所殿上口」と指定したのは、御所に居住する院ではなく「関東」＝幕府だったのである。残念ながら、この「関東御配分御注文」に該当する文書は現存していないが、恐らく大番役の勤仕に際しては、勤仕指令（関東御教書）とともに各人の勤仕先を記した「関東御配分御注文」が発給されたものと思われる。少なくとも文永六年（一二六九）段階には、幕府は単に大番役の勤仕を御家人に命じるだけでなく、設置の場所や配置する御家人を自ら指定できるようになっていた。院御所大番役も幕府の主導の下で運営されていたのであり、院はそれを介して勤番御家人個々と主従関係を取り結ぶことは不可能だったのである。⁽⁵⁵⁾

確かに源頼朝は建久年間に大番役を御家人役化し、御家人制を固めた。しかし制度自体の整備は進まず、幕府が警固先を決定した証拠も見られない。また、当該期の御家人は勤仕の事実を自ら客観的に証明することはできなかった。つまり幕府の成立によって、大番役が鎌倉殿の御家人が勤める軍役とされたにもかかわらず、勤仕の実態は従前とさほど変わらなかったと思われる。その上、頼朝の没後、後鳥羽上皇は検非違使尉への補任や院西面への組織によって畿内・西国の守護・御家人や軍事貴族・武士を掌握し、洛中警固や軍事に動員した。⁽⁵⁶⁾このことは、守護の統率の下で大番役を勤仕する管国御家人をも、彼らを介して王権の手足として駆使される道を開くことにつながる。⁽⁵⁷⁾承久の乱以前では、大番役や軍事動員をめぐって王権側が主導性を持つ余地が依然として残されていたのである。

承久の乱の勝利を契機として、鎌倉幕府は京都大番役の実施・運営に関する主導権を掌握した。これは、武士が大番役という形で王権を守護するという建前は継承しつつ、幕府及び御家人が王権からの自立度を相対的に高め、

軍事権門としての地位を安定化させたことを意味した。そして、形式的には院の私的武力（院北面・武者所など）を存続させつつ、院御所大番役を設置することで、鎌倉幕府が天皇（及び内裏）のみならず、従来王権の一部を構成していながら、制度的に武家権門が守護の対象とし得なかった院（及びその御所）をも国家の警固の対象に組み込んだ。鎌倉幕府は京都大番役を通して、鎌倉殿と主従関係を結ぶ全国の御家人を動員し、その主従制的組織全体をもって、中世王権（院—天皇）を守護・統制する役割を担う存在になったのである。

これを言い換えれば、本来自ら保有する家政的武力をもって自己を防護し、天皇と比較して国家的守護の枠から相対的に自由な立場であった院は、承久の乱における後鳥羽の敗北によって、自らも天皇と共に大番役によって守護される存在となった。院はこの後、幕府に依存する形でその権威を喧伝できる代わりに、王権としての自律性を制限されるようになったのである。それまで常に武力の掌握を志向し武力行使の主導者であろうとした王権は、逆に武家権門の武力によって常に守られる存在となった。王権の権威は幕府によって保護され、権門体制的秩序の枠組みは幕府の主導の下に維持されるようになったのである。

むすび

最後に本稿の結論をまとめておこう。かつて五味克夫氏が指摘したように、鎌倉幕府京都大番役は、内裏だけでなく院御所もその勤仕先として設定されていた。しかし、それは成立当初からの形態だったのではなく、元来は内裏のみを警固する軍役であったのが、承久の乱以降、遅くとも後堀河院政期には、院御所も大番役における御家人の警固の対象とされたのである。その背景としては、承久の乱を契機として幕府が京都大番役制度を整備し、その

実施・管理に関する主導権を確保したことが挙げられよう。院御所大番役の成立は、軍事を国家的職能として分掌・担当する権門として中世国家における地位を確立した鎌倉幕府が、天皇のみならず院も含めた中世王権全体の守護者であることをアピールできるという意味・効果を有していたと言えよう。逆に言えば、本来そうした国家的守護の枠から相対的に自由であった院は、後鳥羽上皇の敗北と幕府の主導する院御所大番役の成立を契機として、その自律性を制約されるようになった。王権はその存続のために鎌倉幕府という武力集団を不可欠とする存在となり、権門体制的秩序は幕府によって維持される新たな段階に入ったのである。

本稿は、王権との関わりから京都大番役を考え直そうとしたものであるが、大番役そのものを再検討したわけではなく、近年の御家人役に関する豊富な議論も組み込むことはできなかった。また、王権・公家政権と鎌倉幕府との関係、中世国家における鎌倉幕府の位置についても全面的な考察には至っていない。今後の課題としたい。

註

- (1) 三浦周行『統法制史の研究』（岩波書店、一九二五）八二六頁以下。
- (2) 五味克夫「鎌倉御家人の番役勤仕について（二）」（『史学雑誌』六三一九、一九五四、以下「五味①」と略す）、同「鎌倉幕府の御家人体制——京都大番役の統制を中心に——」（『歴史教育』一一一七、一九六三、以下「五味②」と略す）。
- (3) 石井進「院政時代」（『講座日本史』二、東京大学出版会、一九七〇）、五味文彦「院支配権の一考察」（『日本史研究』一五八、一九七五。改題・増補の上、同「院政期社会の研究」へ山川出版社、一九八四に所収）、飯田悠紀子「平安末期内裏大番役小考」（『御家人制研究会編『御家人制の研究』吉川弘文館、一九八一）、高橋昌明「中世成立期における国家・社会と武力」（『日本史研究』四二七、一九九八、同「武士の成立 武士像の創出」東京大学出

版会、一九九九）など。

(4) 石井進『日本中世国家史の研究』（岩波書店、一九七〇）第六章第二節。

(5) 青山幹哉「鎌倉幕府の『御恩』と『奉公』」（『信濃』三九―一一、一九八七）、高橋典幸「鎌倉幕府軍制の構造と展開——『武家領対本所一円地体制』の成立——」（『史学雑誌』一〇五―一、一九九六）、同「御家人役研究の一視角」（『遙かなる中世』一五、一九九六）、同「御家人制の周縁」（『古文書研究』五〇、一九九六）、同「武家政権と戦争・軍役」（『歴史学研究』七五五、二〇〇二）、七海雅人「鎌倉幕府御家人制の展開」（吉川弘文館、二〇〇二）第二章など。

(6) 高橋昌明注(3)前掲論稿。

(7) 黒田俊雄「鎌倉幕府論覚書」（『黒田俊雄著作集』一・権門体制論、法蔵館、一九九四、初出一九六四）一八五頁。

(8) なお詳述はできないが、「京都大番役」という呼称は承久の乱以降用いられるようになったもので、それ以前は「内裏大番役」・「大内大番役」と呼ばれていた。本稿では叙述の便宜上、「京都大番役」もしくは単に「大番役」と記すことにする。

(9) 『沙汰未練書』（『中世法制史料集』二・室町幕府法、岩波書店、一九五七）。

(10) 五味①一八頁。

(11) 『花園天皇日記』延慶四年正月十六日条、『武家年代記裏書』同年正月十三（十六カ）日条。なお、内裏・院御所に充てられた殿第については、『統史愚抄』、及び橋本義彦「里内裏沿革考」（山中裕編『平安時代の歴史と文学』歴史編、吉川弘文館、一九八一、橋本『平安貴族』平凡社、一九八六）、詫間直樹編『皇居行幸年表』（『統群書類従完成会、一九九七）、近藤成一「内裏と院御所」（五味文彦編『中世を考える 都市の中世』吉川弘文館、一九九二）を参照しつつ、同時代の古記録類に当たって確定した。以下、内裏・院御所の殿第名を記した箇所のうち、その典拠を注記していない場合は、右の手続きによるものと解されたい。

(12) 弘安八年十月七日六波羅奉行入連署奉書（和田文書、『鎌倉遺文』二〇卷一五七〇五号）以下「鎌」二〇―一五七〇五」の形で記す。

(13) 『勘仲記』弘安六年十月二十・二十三日条。

(14) 近藤注(11)前掲論稿。

(15) 『実躬卿記』・『勸仲記』弘安十年十月十九日条。

(16) 『玉蘂』安貞二年三月二十日条。

(17) 『明月記』寛喜二年三月二十五日条。

(18) 『民経記』寛喜三年十一月十四日条。

(19) 『民経記』貞永二年正月十七日条。

(20) 『民経記』貞永元年十月四日条、『百練抄』同年十月十四日条。

(21) 『明月記』文暦二年正月三日条。

(22) 『明月記』文暦二年六月十四日条。

(23) 『平戸記』寛元三年正月十二日条(一部、内閣文庫所蔵写本にて訂正)。この左衛門尉実員は、仁治三年(一二四

二)五月、前内大臣土御門定通に北条泰時の病状に関する情報を伝えた「内裏守護人実量」(『平戸記』同年五月三十日条)、及び寛元四年四月二十九日の後嵯峨上皇の賀茂社御幸の際、下社の鳥居付近で雑人を払う任務に当たっていた「武士実員」(『葉黄記』同日条)と同一人物であろう。

(24) 五味②一八頁。

(25) 「陣中」については、飯淵康一「平安期里内裏の空間秩序について——陣口および門の用法からみた——」(『日本建築学会論文報告集』三四〇、一九八四)を参照。

(26) 『民経記(暦記)』寛元四年十二月八日条。

(27) なお、嘉禄元年(一二二五)十月三日、七条院(藤原殖子)の太秦の御所に群盗約六十人が乱入し、「大番者三・四人負_レ手」う事件が起こった(『明月記』同年十月四日条)。当時は院政が行われていないから、この「大番者」が院御所のそれであることはまずあり得ないが、閑院内裏と彼女の御所は距離的に離れており、内裏の大番御家人である可能性も低い。あるいは飯田氏の言うような「女院番役」である可能性もあるが(同注(3)前掲論稿)、本稿では解答を留保したい。

(28) 『玉葉』安元三年四月二十八日・五月一日条、『吉記』同年四月三十日条。

(29) 注(28)前掲『吉記』。

(30) 『玉葉』安元三年四月二十八日・五月二日条、『吉記』同年四月二十九日条。

(31) 『山槐記』治承四年二月十八日条。

(32) 『山槐記』・『玉葉』治承四年二月十六日条。

(33) 元暦二年六月八日源頼朝袖判大江広元書状案(多田神社文書、『兵庫県史』史料編・中世一)。

(34) 元暦二年六月十日源頼朝袖判中原親能書状案(同右)。

(35) 『玉葉』元暦二年四月二十七日条、同年六月十六日条。

(36) 『山槐記』元暦二年七月二十二日条、『玉葉』文治元年十二月二十五日条。

(37) 『後鳥羽院日記』建保二年四月二十八日条。

(38) 『古今著聞集』(『日本古典文学大系』八四、岩波書店、一九六六)卷第十六・興言利口第二五。

(39) 『吾妻鏡』承久三年九月十六日条。

(40) 『百鍊抄』承久三年九月九日条、『吾妻鏡』同年九月十七日条。

(41) 吉村茂樹『院北面考』(『法制史研究』二、一九五三、林陸朗編『論集日本歴史』三・平安王朝へ有精堂出版、一九七六)所収。

(42) 元木泰雄『王權守護の武力』(蘭田香融編『日本仏教の史的展開』塙書房、一九九九)。

(43) 『時信記』天承元年八月三日条(宮内庁書陵部編『皇室制度史料』太上天皇二へ吉川弘文館、一九七九)三五九頁、『長秋記』同年八月四日条。

(44) 『時信記』天承元年十月十七日条(同右三五九頁)。

(45) 『明月記』建暦三年五月二十七日条。

(46) 追加法の条数は『中世法制史料集』一・鎌倉幕府法(岩波書店、一九五五)による。

(47) 寛元四年正月十九日北条重時書状案(東寺百合文書イ、『鎌』九一六六〇九)。

(48) 拙稿『六波羅探題の成立と公家政権——『洛中警固』を通して——』(『ヒストリア』一七八、二〇〇二)。

(49) 川添昭二『覆勘状について』(『史淵』一〇五・一〇六、一九七一、同『中世九州地域史料の研究』法政大学出版

局、一九九六、瀬野精一郎「京都大番役勤仕に関する一考察」(『東京大学史料編纂所報』九、一九七四)によれば、侍所宛の六波羅探題挙状の初見は天福二年(一二三四)七月一日付北条重時挙状(深堀家文書、『鎌』七一四六七九)であり、守護の覆勘状の初見は年欠(暦仁二年、一二三九)正月四日付武藤資能覆勘状(来島文書、『鎌』八一五三七一。石志文書、『鎌』八一五三七二)である。

(50) 高橋昌明注(3)前掲論稿。

(51) 文永六年二月二十四日六波羅御教書案(東寺百合文書エ、『鎌』一四一〇三八九、一部を大阪大学大学院文学研究科日本史研究室架蔵の写真帳にて訂正)。

(52) この相論の過程については高橋典幸注(5)前掲「御家人役研究の一視角」を参照。

(53) この「新院」とは、正元元年(一二五九)十一月に弟の龜山天皇に譲位した後深草上皇である。当時は彼の父である後嵯峨上皇が院政を行っており、彼はいわゆる治天の君ではない。このような、非治天の君の院御所に大番役が設置されている事例は、表2によればNo.1・3・4・18・20の計五例がある。このことは、幕府が王権を担い得る存在として守護の対象としたのが天皇と院(治天・非治天)であり、撰関などはその範囲に含まれていなかったことを示唆しているのではなからうか。

(54) (文永六年七月二十三日) 若狭国太良保地頭代藤原忠頼陳状案(東寺百合文書エ、『鎌』一四一〇四六二)。

(55) 表2 No.11の事例では、龜山上皇は六波羅探題に「靡殿大番事」(恐らく大番の移動)に関する院宣を発給するのみであり、直接彼が大番衆に動員指令を下しているわけではない。実際に大番衆を動かしているのは、その現地統轄機関である六波羅探題であると考えられる。

(56) 注(48)前掲拙稿。

(57) 承久の乱の際、淡路国の大番衆が守護佐々木経高に率いられて後鳥羽軍に動員された要因はここにある。

(大学院研究生)

**The Kamakura Bakufu and the Changing Positionality of the
Kyoto-oban'yaku (京都大番役)**

Eiichi KIMURA

The purpose of this study is to reconsider the meaning of *Kyoto-oban'yaku*, the duty of guarding some gates in the *Dairi* (the emperor's quarters) or the *In-gosho* (the retired emperor's quarters) carried out by warriors of the Kamakura Shogunate. This aim is achieved by paying close attention to the changes in the physical positionality of the guards themselves.

When *Kyoto-oban'yaku* was formed in the last stage of Heian period, Guards were placed only at some gates in the *Dairi*. But following the War of Jokyū (perhaps as early as *Go-Takakura's* reign as *insei*, but definitely by the time of *Go-Horikawa's*), warriors of the Kamakura Shogunate started guarding gates not only in the *Dairi* but in the *In-gosho* as well.

It was because the Kamakura Shogunate systematized the *Kyoto-oban'yaku* and took the initiative in managing it that they were able to succeed in establishing the *In-gosho* guard duty as well. Guarding gates in the *In-gosho* established the position of the Kamakura Shogunate as the power which protected and controlled imperial authority in medieval Japan. On the other hand, the position of retired emperor, which had been free from the purview of official imperial protection, relatively lost its quality of independence as imperial authority.

キーワード：京都大番役 鎌倉幕府 内裏 院御所 承久の乱